

# 草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、草津市の発注する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する業者の格付に関し、必要な事項を定める。

(格付対象業者)

第2条 格付の対象となる業者は、草津市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された業者のうち、草津市内に本社、本店を有する業者（以下「市内建設業者」という。）についてのみ行う。

(格付区分等)

第3条 格付区分は、土木一式工事（土木一式工事）、土木一式工事（水道施設工事）、建築一式工事（建築一式工事）、舗装工事（舗装工事）、電気設備工事（電気工事）、給排水冷暖房工事（管工事）および造園工事（造園工事）とし、市内建設業者で他工事に入札参加申請した業者については順位を付する。

2 前項に定める格付区分は、別表により決定する。

3 前項により格付を行う場合において、格付区分別業者数が著しく多数または少数である場合にあっては、格付区分を変更し、または設けないことができるものとする。

(審査)

第4条 格付の審査は、当該年度の建設工事入札参加資格審査申請書に基づき、草津市建設事業審査委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

(格付の特例)

第5条 第3条第2項にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる格付区分に格付する。

(1) 新規に市内建設業者となった者および格付区分の統合による場合を除き新たに格付する者は、最下位の格付区分とする。

(2) 直前の格付区分より上位の格付区分の対象となる者は、原則として1区分上位の格付区分とする。

(通知)

第6条 格付区分を決定したときは、当該業者に通知するものとする。

(格付の有効期間)

第7条 格付の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(必要事項)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は委員会が決定する。

付 則

この基準は、昭和60年度の格付から適用する。

付 則

この基準は、昭和63年度の格付から適用する。

付 則

この基準は、平成元年度の格付から適用する。

付 則

この基準は、平成2年度の格付から適用する。

付 則

この基準は、平成3年度の格付から適用する。

付 則

この基準は、平成5年度の格付から適用する。

付 則

1 この基準は、平成7年度の格付から適用する。

2 この基準の適用にあたり、平成6年度市内業者の認定を受けている者に限り、別表格付区分別基準にかかわらず法定技術者1名のみの場合であっても最下位区分に格付するものとする。

付 則

1 この基準は、平成8年度の格付から適用する。

2 この基準の適用にあたり、平成6年度市内業者の認定を受けている者に限り、別表格付区分別基準にかかわらず法定技術者1名のみの場合であっても最下位区分に格付するものとする。

付 則

1 この基準は、平成9年度の格付から適用する。

2 この基準の適用にあたり、平成6年度市内業者の認定を受けている者に限り、別表格付区分別基準にかかわらず法定技術者1名のみの場合であっても最下位区分に格付するものとする。

なお、平成10年度からこの項目については適用せず、廃止とする。

付 則

この基準は、平成12年度の格付から適用する。

付 則

この基準は、平成14年度の格付から適用する。

付 則

この基準は、平成15年度の格付から適用する。

付 則

1 この基準は、平成16年度の格付から適用する。

2 この基準の適用にあたり、平成15年度に管部門に格付されていたものが、管部門および水道施設部門に格付する場合は、平成16年度に限り（別表）格付区分別基準にかかわらず従前の区分どおりに格付するものとする。

付 則

この基準は、平成17年3月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成17年6月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成19年6月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成21年6月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成22年6月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成27年6月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成28年6月1日から適用する。

付 則

1 この基準は、平成29年度の格付から適用する。

2 この基準の適用にあたり、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、平成29年度の格付に限り、新基準によるものとする。

付 則

1 この基準は、平成30年6月1日から適用する。

2 平成30年度の格付に限り第7条中「4月1日」とあるのは「6月1日」と読み替えるものとする。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

## 別表（第3条第2項関係）

### 1. 格付区分別基準

#### 土木一式工事（土木一式工事）

区分	土木施工管理技士	基準点
A	監理技術者：2名以上、1・2級：3名以上、合計3名以上	850点以上
B	1・2級：2名以上	710点以上
C	1・2級：1名以上	710点未満

#### 土木一式工事（水道施設工事）

区分	土木施工管理技士	基準点
A	監理技術者：2名以上、1・2級：3名以上、合計3名以上	760点以上
B	1・2級：1名以上	760点未満

#### 建築一式工事（建築一式工事）

区分	建築士または建築施工管理技士	基準点
A	監理技術者：2名以上、1・2級：3名以上、合計3名以上	760点以上
B	1・2級：1名以上	760点未満

※ 建築施工管理技士のうち、2級建築施工管理技士については、種別が「建築」に合格した者のみとする。

#### 舗装工事（舗装工事）

区分	土木施工管理技士	基準点
A	監理技術者：2名以上、1・2級：3名以上、合計3名以上	800点以上
B	1・2級：2名以上	630点以上
C	1・2級：1名以上	630点未満

#### 電気設備工事（電気工事）

区分	電気工事士または電気工事施工管理技士	基準点
A	監理技術者：2名以上、1・2級：3名以上、合計3名以上	760点以上
B	1・2級：1名以上	760点未満

#### 給排水冷暖房工事（管工事）

区分	管工事施工管理技士	基準点
A	監理技術者：2名以上、1・2級：3名以上、合計3名以上	760点以上
B	1・2級：1名以上	760点未満

## 造園工事（造園工事）

区分	造園施工管理技士	基準点
A	1・2級：2名以上	660点以上
B	1・2級：1名以上	660点未満

### 2. 格付要件

区分「A」に格付できる要件は、建設業法第3条に定める特定建設業の許可を有しているものとする。ただし、造園工事（造園工事）は除く。

### 3. 法定技術者

土木施工管理技士等法定技術者（以下、「技術者」という。）の取扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 技術者は、当該業者の代表者もしくは、直接的かつ恒常的に雇用している者とし、その基準日は格付を行う年度の前年度の1月1日とする。
- (2) 基準表に定める技術者は、当該技術者と同等もしくは同等以上の法定（技術士法・職業訓練法等）技術者も含むものとする。
- (3) 1人の技術者が複数の資格を有する場合、および各格付工事において同様の技術者を必要とする場合には、それぞれの格付工事において1人の技術者が備わっているものとみなす。
- (4) 監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とし、併せて監理技術者講習を受講した者に限る。

### 4. 主観点評価項目

基準点とは、経営規模等評価結果通知書総合評定値（P点）に以下の主観点評価項目の点数を加点・減点したものとする。

主観点評価項目	主観点数	備考		
【1】経営管理	ISO9001	8点		
	ISO14001	8点	複数取得している場合も8点のみ加点	
	エコアクション21	8点		
	KES	8点		
【2】次世代育成支援対策	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録	5点		
【3】社会貢献活動	災害協定の締結	5点		
	水防・防災訓練への参加	各3点	最大6点	
	応急救援活動の実績 1活動あたり	5点	最大10点	
	消防団員として活動している従業員等 1名につき	5点	最大10点	
	保護観察対象者等の就労支援	協力雇用 主登録	2点	
		直接雇用	3点	複数人を雇用した場合も点数は3点
	ボランティア清掃活動	2点	複数回、活動をした場合も2点を加点	
【4】女性活躍推進	雇用している女性技術者 1名につき	2点	最大6点	

【5】 指名停止状況	市の指名停止状況		申請日の属する年度
	1月以上2月未満	-10点	(4月1日から翌年3
	2月以上3月未満	-20点	月31日までをい
	3月以上6月未満	-30点	う。)に草津市建設工
	6月以上12月未満	-50点	事等の指名停止等に関
	12月以上	-70点	する基準に基づく指名
			停止の決定があった場
			合、当該指名停止期間
			に応じて減点
最大加点点数 65点			

※災害協定締結による加算とは、滋賀県または草津市と災害協力協定を締結している協会等  
(特定非営利活動法人 草津の未来を建設する市内業者会、草津市管工事協同組合、滋賀県電  
気工事工業組合等)の会員である場合とする。

※その他、上記主観点評価項目の加点条件や必要資料については、別に定めるものとする。